

記入例

この証明書は、お勤め先の人事担当部署の方に記入してもらってください。

第2号様式（第6条関係）

証明書を作成した日

2025年5月1日

平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明書

（提出先）

平塚市長

法人の所在地 平塚市〇〇町〇丁目〇番

法人の名称 〇〇△株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

代表者（会社）印

平塚市産後パパ育休取得応援交付金交付要綱に規定される産後パパ育休取得について次のとおり証明します。

☒ 取得後に原職又はこれに相当する職に復帰している

☐ 育児休業取得後に復帰予定である

該当箇所にし点チェック

※「復帰予定」の場合、28日以上
育児休暇等を取得した後に証明
書を作成して下さい。

育児休業等取得者

フリガナ	イクジ ススム	父親の氏名
氏名	育児 進	
生年月日	1990 年 1 月 1 日	父親の生年月日
産後パパ育休 取得期間	2025 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 4 月 30 日	30 日
	年 月 日 ～ 年 月 日	日
	年 月 日 ～ 年 月 日	日

取得期間は、分割取得また育児等での休暇でしたら、土日祝日、有給休暇等を含めていただいて構いません。枠内に書ききれない場合は枠外にご記入ください。

事務担当者所属 〇〇部人事総務課

事務担当者名 〇〇 〇〇

連絡先 0463-〇〇-〇〇〇〇

この証明書を記入した方を記入してください

企業証明担当者 様

平塚市産後パパ育休取得応援交付金の取得促進に向けて

平塚市長 落合 克宏

2021年6月、「改正育児・介護休業法」が成立したことに伴い、2022年4月から育児休業を取得することの周知・意向確認義務が企業に課せられることになりました。また、2022年10月からは「出生時育休制度（産後パパ育休制度）」が創設され、子どもの出生直後時期における柔軟な育児休業の枠組みとして、子どもの誕生直後8週間以内に父親が最大4週間で2回に分けて取得することが可能になり、これによって男性社員の育児休暇取得が大きく促進されることが期待されています。

そうした中、2024年4月から、本市独自の取り組みとして、男性社員の育児休業の取得促進に向けた「平塚市産後パパ育休取得応援交付金」を創設することにしました。職場の監理監督者におかれましては、男性社員の育児休業取得を促進することの意義について御理解を深めるとともに、本市の交付金の取得を積極的に奨励いただけますよう、御配慮のほど、宜しくお願い申し上げます。

1 対象者

平塚市の住民基本台帳に登録があり、産後パパ育休等を取得した男性従業員

※本市が定める「産後パパ育休等」とは、子の出生日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間以上の期間を定めて取得する出生時育休等休業をいい、年次有給休暇や産後休暇であっても、対象期間内に4週間以上の取得をし、会社が「平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明書（第2号様式）」に記入していただければ対象となります。

2 交付金の額

10万円（現金又はスターライトマネー）

3 申請書類

- （1）平塚市産後パパ育休取得応援交付金交付申請書兼請求書（第1号様式）
- （2）平塚市産後パパ育休取得応援交付金に係る育児休業等証明書（第2号様式）
- （3）パパ育宣言兼結果報告書（第3号様式）
- （4）申請者の健康保険証の写し
- （5）対象の子の母子健康手帳の写し
- （6）その他市長が提出を求めるもの

4 申請期間

原則、養育する子が生後8週間以内に4週以上の産後パパ育休等を取得後60日以内。

5 その他

平塚市産後パパ育休取得応援交付金に関する詳細は市ホームページを参照してください。

【問い合わせ先】

平塚市健康・子ども部 健康課

電話:0463-55-2111(代)

e-mail:kenko@city.hiratsuka.kanagawa.jp